

各種申告書の記載例

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)
1	給与の支払者の法人(個人)番号 11 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6	あなたの住所 (郵便番号 176 - 0006)	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。	
2	区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1) B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成19.1.1以前生)	(フリガナ)氏名 ヤマカワ アキコ 山川 明子 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	個人番号 あなたとの続柄 生年月日 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 54・10・5	老人扶養親族(平成21.1以前生) 特定扶養親族(平成12.2.1生~平成14.1.1生) 令和4年分の所得の見積額 令和4年中の所得の見積額 400,000円 0円 600,000円 0円 300,000円	住所又は居所 東京練馬区栄町 23-7 1234 Kokuzei Street, ... USA 東京練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)	扶 記載のしかたはこちら この申告書は、あなたと給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。必要があります。源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。2か所以上から給与の支払を受けている場合は、そのうちの1か所にし、提出することができません。この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告について」等をお読みください。
3	C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者 区分 本人 配偶者(注2) 扶養親族 一般の障害者 特別障害者 ひとり親 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載について」の注意をお読みください。)	異動月日及び事由 山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付	注1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 注2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。		
4	D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名 あなたとの続柄 生年月日 住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所	異動月日及び事由			
4	住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)	16歳未満の扶養親族(平成19.1.2以後生)	氏名 個人番号 生年月日 住所又は居所	控除対象別 令和4年中の所得の見積額 異動月日及び事由			

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長等 神田 税務署長 練馬 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成 54年 1月 1日	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)
1	給与の支払者の法人(個人)番号 11 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6	あなたの住所 (郵便番号 176 - 0006)	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7	配偶者の有無 有 無	あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。	

- ▶ 1 所轄税務署長等
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ 2 給与の支払者の法人(個人)番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。
- ▶ 3 あなたの個人番号
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ 4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

区分等 A 源泉控除対象配偶者(注1) B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成19.1.1以前生)	(フリガナ)氏名 ヤマカワ アキコ 山川 明子 ヤマカワ イチロウ 山川 一郎 ヤマカワ ジロウ 山川 二郎 ヤマカワ タカオ 山川 隆雄	個人番号 あなたとの続柄 生年月日 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 54・10・5	老人扶養親族(平成21.1以前生) 特定扶養親族(平成12.2.1生~平成14.1.1生) 令和4年分の所得の見積額 令和4年中の所得の見積額 400,000円 0円 600,000円 0円 300,000円	住所又は居所 東京練馬区栄町 23-7 1234 Kokuzei Street, ... USA 東京練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)
1	源泉控除対象配偶者(注1) A	個人番号 あなたとの続柄 生年月日 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 54・10・5	老人扶養親族(平成21.1以前生) 特定扶養親族(平成12.2.1生~平成14.1.1生) 令和4年分の所得の見積額 令和4年中の所得の見積額 400,000円 0円 600,000円 0円 300,000円	住所又は居所 東京練馬区栄町 23-7 1234 Kokuzei Street, ... USA 東京練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)
2	控除対象扶養親族(16歳以上)(平成19.1.1以前生) B	個人番号 あなたとの続柄 生年月日 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 8 13・2・4 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 8 18・5・17 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 9 19・5・8	老人扶養親族(平成21.1以前生) 特定扶養親族(平成12.2.1生~平成14.1.1生) 令和4年分の所得の見積額 令和4年中の所得の見積額 0円 600,000円 0円 300,000円	住所又は居所 1234 Kokuzei Street, ... USA 東京練馬区栄町 23-7	異動月日及び事由 (令和4年中に異動があった場合に、記載してください。)

- ▶ 1 A 源泉控除対象配偶者
あなた(令和4年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。))で令和4年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
なお、年末調整において、配偶者(特別)控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶ 2 B 控除対象扶養親族
年齢16歳以上(平成19年1月1日以前生)の扶養親族について記載します。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。))で令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭28.1.1以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和28年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況として
いる人であるとき ⇒ 「同居老親等」
- ② その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平12.1.2生～平16.1.1生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成12年1月2日～平成16年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。
※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄が「○」の場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。
（例）年途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合⇒「令和4年○月○日 結婚」
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	①		②		③		④	
	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生
<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 一般の障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者	該当者				<input checked="" type="checkbox"/> (1人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一般の障害者				(人)			
	特別障害者				(人)			
同居特別障害者					(人)			
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								
障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)							異動月日及び事由	
山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成27年4月11日交付								
<small>(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和4年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。</small>								

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和4年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名などを記載します。
（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第37条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	フリガナ	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和4年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
ヤマカワサブロウ	山川 三郎	5,516,617,78,89,9,0,0	子	21・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	②	0円	
							円	
							円	

▶① 16歳未満の扶養親族（平19.1.2以後生）

年齢16歳未満(平成19年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。
※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。